

令和7年度市民緑地（いこいの森）の開設見送りについて

区では、屋敷林等の保全を図るため、都市緑地法に定められた市民緑地制度を活用し、現在、区内に4か所の市民緑地（いこいの森）を開設しています。昨年10月、高円寺南五丁目26番所在の屋敷林所有者から同制度を活用したい旨の申し出を受け、令和7年度の新規開設に向けて調整を進めてきました。しかし、この度、当該所有者から申し出を取り下げるとの意向が示されたことから、今年度の開設については見送ることとします。

1 取下げ用地の概要（別紙参照）

（1）所在地

杉並区高円寺南五丁目26番（地番：杉並区高円寺南五丁目537番19の一部）

（2）面積

約460m²

（3）現況

アカマツ、スダジイ等の大木で構成される良好な樹林地

（4）取下げ理由

土地所有者間での事情の変化

2 その他

当該所有者を含む屋敷林等所有者に対しては、市民緑地制度の活用等みどりの保全に関する働きかけを引き続き実施していく。

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年 2月 第1回区議会定例会に補正予算案を提出（減額補正）

案内図



参考資料

市民緑地制度について

<市民緑地制度>

制 度： 土地所有者等と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度

根 拠： 都市緑地法 第五十五条（市民緑地契約の締結等）

基 準： 都市計画区域内の 300 m²以上の土地、または人工地盤、建築物等

土地所有者のメリット：

- ①地方公共団体などが緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。
- ②契約期間が 20 年以上等の要件に該当する場合は、相続税が 2 割評価減。
- ③土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税。